

意見書

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について、電波法第99条の12第1項及び第2項の規定により、意見の聴取を行った（平成22年1月20日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成22年2月3日

主任審理官 伊丹 俊八

記

第1 意見

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

- 一 24.25GHz以上29GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の混信防止機能を定めること。（第9条の4関係）
- 二 24.25GHz以上29GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の受信装置が副次的に発する電波の限度を定めること。（第24条関係）
- 三 24.25GHz以上29GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の無線設備の技術基準を定めること。（第49条の27関係）
- 四 24.25GHz以上29GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の占有周波数帯幅の許容値を定めること。（別表第2号関係）
- 五 24.25GHz以上29GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定めること。（別表第3号関係）
- 六 その他規定の整備をすること。

イ 施行期日等

- 一 公布の日から施行すること。
- 二 所要の経過措置を設けること。

(2) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

- 一 24.25GHz以上29GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備を特定無線設備とすること。（第2条関係）
- 二 その他規定の整備をすること。

イ 施行期日等

- 一 公布の日から施行すること。
 - 二 所要の経過措置を設けること。
- (3) 周波数割当計画の一部変更案
- ア 変更の内容
 - 24.25GHz以上 29GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の導入に伴い、規定の変更を行うこと。
 - イ 施行期日
 - 公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

(1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。)

本件は、22GHzから29GHzまでの周波数帯（準ミリ波帯）の周波数の電波を用いた超広帯域（UWB）レーダーシステムの導入に係る関係規定の整備を行うものである。

準ミリ波帯を用いたUWBレーダーシステムは、高精度な測位等が可能となるものであり、その特性を自動車の安全技術に利用することにより、交通事故死亡者数を減少させる等の効果が期待されており、国際的には、米国・欧州において既に制度化され、導入されているところである。

本システムの導入するにあたっては、本システムが発射する電波の周波数帯域においては、既に各種の無線システムが存在するため、これらの無線システムとの間で周波数共用条件等の技術的条件を検討する必要があったことから、平成18年12月から情報通信審議会において検討が行われ、平成21年11月にその技術的条件について、一部答申を得たところである。

本答申を踏まえ、車載用途のUWBレーダーシステムの導入が可能となるよう必要な関係規定の整備を行うものである。

また、超広帯域無線システムの無線局の周波数表に、UWBレーダーシステムを追加すること、UWBレーダーシステムの使用周波数帯のうち、22GHz以上24.25GHz未満の周波数帯における新たな使用を平成28年12月31日までに限ること、23.6GHz以上24GHz以下の周波数帯における電波発射制限をUWBレーダーシステムに限り緩和することについて、周波数割当計画の一部を変更することとする。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案等に関し、下表のとおり、利害関係を有する2者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案等に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
社団法人電波産業会	賛 成	
メルセデス・ベンツ日本株式会社	賛 成	

第3 理由

本件は、準ミリ波帯を用いたUWBレーダーシステムの導入に伴い、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正し、併せて周波数割当計画の一部を変更するものである。

準ミリ波帯を用いたUWBレーダーシステムは、高精度な測位を可能とするもので、その特性を自動車の衝突事故防止等の安全運行の支援システムとして利用することにより

交通事故防止に寄与することが期待されており、その導入を可能とするための制度整備を行うことは必要であると認められる。

本件の改正案等の内容については、以下のとおり適当と認められる。

- 1 無線設備規則の改正案については、当該システムはその特性上、非常に広い周波数帯域にわたって電力を拡散させるため、非常に多くの他の業務との周波数共用検討が必要であることから、情報通信審議会において、この点に関する約3年に渡る慎重な検討を経て、平成21年11月に提出された一部答申内容を踏まえたものとなっている。特に、22GHzから24.25GHzまでの周波数の電波を使用するものについては、電波天文業務との共用を担保するため、新規導入を平成28年12月31日までとする時限措置を設け、また、別途定める告示により電波天文台からの離隔距離を定めること等の附則を設ける等、他の業務との共用を担保するものとなっており、改正内容は適当と認められる。
- 2 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正案については、当該システムは免許が不要な無線局（電波法第4条第3号及び電波法施行規則第6条）に該当するため、当該システムの無線設備を特定無線設備として追加するとともに、22GHzから24.25GHzまでの周波数の電波を使用するものについては、平成28年12月31日までの期間は対象となる旨の経過措置を設けており、改正内容は適当と認められる。
- 3 周波数割当計画の変更案については、超広帯域無線システムの無線局の周波数表に当該システムが使用する周波数を追加するとともに、22GHzから24.25GHzまでについては新たな使用を平成28年12月31日までの期間とする旨の条件を定めており、変更内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案等は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。

なお、付帯的な意見として、他業務との共用を確実に担保するため、今後の当該システムの普及率の推移によって適切な措置をとる必要があることから、行政として自動車業界等との連携を密にして、普及率の管理を確実にできる体制を整備することが重要であると考えられる。